

小金井市子どもの居場所づくり事業補助金について（よくある質問）

※網かけが今回更新したものです。

【共通】

Q 今年度の補助対象期間はどのようになりますか。

A 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までに実施する予定の子どもの居場所づくり事業が補助対象となります。申請については市ホームページ等でお知らせしますが、補助対象団体の場合には令和 7 年 4 月 1 日に遡及して補助対象となります。

Q 個人での運営に対して補助金はもらえるのでしょうか。

A 個人の運営は対象外です。5 人以上で構成されている団体に対しての補助となります。

Q 5 人以上で構成されている団体ということですが、事業実施当日は 1 人で行っても構いませんか。

A 個人の運営は対象外です。児童の見守りという観点からも必ず複数人で実施するようにしてください（1 人の時間帯はないようにお願いします）。また、年間を通して団体員のすべてが事業実施に携わるようにしてください。

Q 今回の事業実施に当たり、団体を設立する予定のため、市が適当と認める地域活動又は子ども・子育ての支援に資する活動等の実績に該当するものがありません。今年度の補助申請はできないのでしょうか。

A 今回設立する団体のメンバーが、他の団体のメンバーとしての地域活動又は子ども・子育ての支援に資する活動等の実績（市外を含む。）があれば問題ありません。

Q 今回の事業実施に当たり、団体を設立する予定ですが、今回設立する団体のメンバー全員に対し、他の団体のメンバーとしての地域活動又は子ども・子育ての支援に資する活動等の実績が必要でしょうか。

A 5人以上で団体が構成されることを鑑み、少なくとも3人の実績は必要となります。

Q 市が適当と認める地域活動又は子ども・子育ての支援に資する活動等の実績はどのくらい必要ですか。

A おおむね6か月以上の実績が必要ですが、市では子どもの居場所事業を長期的に継続できるかどうかを総合的に判断させていただきますので、個別にお問合せください。

Q 本補助金の活用にあたり、実績を作るにはどのような方法がありますか。

A 市内で活動されている団体のお手伝いや、試行期間として補助金を活用せずに独自で実施するなどの方法が考えられます。

Q 市内で活動されている団体の情報はどこで確認できますか。

A 市では、子育てに関する総合冊子「小金井市みんなで子育て応援ブックのびのびこがねいっ子2024」を発行しておりますので、そちらで御確認ください。併せて、小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会が運営するサイト「えにえに」も御活用ください。

Q 子ども食堂等の取組にあつては取組1回当たり2万円、1か所当たり年間48万円を上限とし、学習支援の居場所又は自由な居場所の取組にあつては取組1回当たり5千円又は1万円とし、1か所当たり年間24万円を上限とするとありますが、1か月当たりの上限回数がありますか。

A 子ども食堂等については1か月当たり2回まで、学習支援の居場所又は自由な居場所については、1回当たり1万円の場合は1か月当たり2回まで、1回当たり5千円の場合は1か月当たり4回までが補助対象となります。

Q 学習支援の居場所又は自由な居場所の取組にあっては取組1回当たり5千円又は1万円とありますが、開催月や開催回によって変更することはできますか。

A 1年間を通して、1回当たり5千円又は1万円のどちらかを選択していただく必要がありますので、そのような変更はできません。

Q 1か所で複数の補助対象事業を行うことは可能ですか。また、その場合はそれぞれ補助対象となりますか。

A 事業を行うことは可能ですが、それぞれ補助対象とする場合は別日に開催するようにしてください。

Q 1つの団体で複数の拠点での事業実施を考えています。それぞれ補助対象となりますか。

A 1つの団体につき、1つの拠点で行っていただくことを想定しているため、事業実施は構いませんが、補助対象は1団体の扱いとなります。

Q 異なる団体が、同日に同じ場所で事業を実施することは可能でしょうか。

A 仮に実施時間帯が異なる場合でも別日の開催としてください。

Q 屋外で子どもの居場所事業を行うことは可能でしょうか。

A 天候に左右されることなく（荒天を除く。）、年間を通じて申請する事業の実施場所において事業を行っていただく必要があるため、そのあたりを考慮の上、御検討ください。

Q 事故発生時の対応のため保険に加入することとありますが、どのような保険に加入すればよろしいですか。

A 行事保険に加入してください。

Q 保険に未加入だった場合、補助対象になりますか。

A 保険に未加入だった期間は補助対象外となりますので、必ず保険に加入

するようにしてください。当初申請又は実績報告時にすべての開催回についての保険加入を確認しますので、加入漏れに御注意ください。

Q 申請方法を教えてください。

A 市ホームページ等でお知らせする予定です。

Q 申請書類の提出方法を教えてください。

A 提出期限までに子育て支援課窓口（市役所第二庁舎3階）へ御持参いただくか郵送にて御提出ください。なお、郵送の場合には余裕をもって御手続きください。

Q 申請書類は手書きでもよろしいでしょうか。

A 市ホームページに手書き用と入力用を御用意しておりますので、手書きでも構いません。申請しやすい方をダウンロードの上、御活用ください。

Q 自宅にパソコン等がなく、申請書をダウンロードすることができません。申請書類をいただくことは可能でしょうか。

A 市の窓口でお渡しすることも可能です。

Q 申請期間終了後に新規で子どもの居場所づくりを始める予定です。その場合の申請はどのようにしたらよろしいでしょうか。

A 今年度の申請期間は1回のみの予定です（その後の申請ができません。）ので、不確定の場合にも提出期限までに仮申込みをするようにしてください。

Q 昨年度も本事業の補助金を申請しました。提出書類を省略できるものがありますか。

A 年度ごとの申請となりますので、恐れ入りますが、毎年度提出をお願いします（省略できる書類はございません。）。

Q 補助申請団体による補助申請額の合計額が現行の予算額を上回った場

合にはどのようにになりますか。

A 市議会での御議決が必要となりますが、補正予算に計上するなど、適切に対応してまいります。

Q 補助金はいつごろ支払われるのでしょうか。また、支払方法はどのようにになりますか。

A 当初、交付決定団体の指定する金融機関口座へ振り込みにて行い（概算払い、令和8年3月までの事業実施後に返還金が生じる場合には、令和8年4月中に返還金を請求させていただき、指定の金融機関にて手続きを行っていただくことになります。

Q 実績報告に当たり、どのような資料が必要でしょうか。

A 支出の裏付けとしてレシート等の提出が必要となりますので、実績報告時まで大切に保管してください。なお、領収証でも構いませんが、補助対象経費かどうかの確認のため、購入した商品等の内容が分かるようにしてください。

Q 実績報告時、領収証やレシートについては、各回に分けて提出しますか。

A 各回の支出につきまして、領収証やレシートと突合して確認しますので、各回に分けて台紙等に張り付けた上で提出してください。なお、提出された書類の返却はできませんので、控えが必要な場合には必ず写しをとるようにしてください。

Q 領収証やレシートについて、補助対象経費として認められるための日付等の条件はありますか。

A 補助対象経費として認められるためには、実施日もしくはそれ以前の日付の必要があります（実施日の翌日以降の日付のものは認められません。）。また、子ども食堂における生鮮食品の購入については、新鮮な物を御提供させていただくため、可能なかぎり当日が望ましいと考えています。

Q 子ども又はその保護者で10人以上を対象とする規模で実施すること

とありますが、登録者名簿又は参加者名簿の提出は必要でしょうか。

A 補助金の交付申請及び実績報告時には人数のみ（児童、児童の保護者別）の提出とし、登録又は参加者名簿の提出までを求めることはありませんが、参加者が10人未満のケースが続いた場合には提出を求めることもありますので、必ず管理しておくようにお願いします。なお、参加者が1日平均5人以下の月があった場合には、次回開催前までに改善計画書を提出していただき、改善を求めるものとします。

Q 補助金の交付申請時にはどのような研修を受講するか決めておりません。研修費はどのように見積ればよろしいでしょうか。

A 研修費（交通費を含む。）は事業の実施回数に合わせて、その上限額の範囲内で認められるものとなりますので、まずは本体事業の実施回数に合わせて申請を行い、実績報告時に対象経費に含められそうな場合には含めるような対応をお願いします。

Q 同種の人件費（1人当たりの単価）は、開催する回によって変えてもよろしいでしょうか。

A 同額にしてください。ただし、事業の実施時間が長くなった場合など、何らかの理由があった場合に限り、認めるものとします。

Q 補助基準額中、補助対象経費である人件費と事業費のどちらに比重を置けばいいですか。

A できるだけ多くの子どもたちを受け入れる事業を実施していただきたいので、事業費を優先してください。

Q 補助対象団体には市が指定する連絡会に年1回以上参加することという条件がありますが、いつ頃開催されますか。

A 令和7年5月13日（火）に市役所第二庁舎6階601会議室にて開催しました。

Q 市が指定する連絡会の出席者は代表者（責任者）に限定されますか。

A 代理の方でも構いませんが、出席が補助要件となりますので、必ず団体のどなたかの御参加をお願いします。

Q 職員に対し、虐待の未然防止・早期発見に係る研修等を年1回以上実施することとありますが、どのようなことをすればいいのでしょうか。

A 市が指定する連絡会において、団体の代表者（出席者）の方に対し、虐待の未然防止・早期発見に係る研修等を実施しますので、その研修内容を参考に研修等を実施してください。

Q 団体内の虐待の未然防止・早期発見に係る研修等を市職員が行っていたくことは可能でしょうか。

A 団体のどなたかに行っていただきますが、研修実施に際し、わからないこと等がございましたら市へ御相談ください。

Q 子どもは何歳までを指しますか。

A 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する子どもとなり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方を指します。

Q 子どもに限らず、高齢者が参加することも可能でしょうか。

A 本補助事業は子どもとその保護者が対象になりますので、子どもの保護者であれば、高齢者の方も参加可能です。

Q 対象者を子ども又はその保護者に限定せずに補助対象にしているだけでいいのでしょうか

A 本補助事業は令和3年8月9日付けで小金井市子ども・子育て会議から小金井市長宛てに「子どもの居場所部会審議内容の報告」をいただき、市が同年9月15日付けで「小金井市子どもの居場所づくりの推進に関する指針」を定め、令和4年度から開始した事業となります。小金井市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱第1条に示しているとおり、子どもの居場所づくりの推進を目的としておりますので、補助事業の趣旨を御理

解ください。

Q 子どもからの相談に応じるとともに、子どもの生活状況の把握に努め、必要に応じてニーズに対応した関係機関と連携を図ることとありますが、実施方法などの要件はありますか。

A 子どもの生活状況の把握とは、自然な形のコミュニケーションを通じて、目視や聞き取りにより把握していただくことを想定しています。なお、家庭の状況を記録した報告書の作成までを求めるものではありません。

Q 補助対象事業は年間を通じて月に1回以上とありますが、開催できない月があった場合は申請できないのでしょうか。

A 子どもの安全が確保できない場合（食中毒の恐れ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、インフルエンザの流行等）や、お盆や年末年始などの長期休暇により参加者が十分に確保できない場合は開催できない月があっても構いません。ただし、その際にはそのことを証する書類（任意の様式での理由書）を提出してください。

Q 子ども又はその保護者10人以上を対象とする規模で実施することとありますが、結果的に10人以上集まらなかった場合に補助を受けることはできるのでしょうか。

A 開催周知の段階で10人以上定員としていれば足りるものとし、実際に10人を下回っても構いません。ただし、1日平均5人以下の月があった場合は団体に事業改善計画書を提出していただきます。

Q 2時間以上開催とありますが、参加した子どもが2時間未満で帰ってしまった場合は補助対象になりますか。

A 補助対象事業を2時間以上開催していれば、参加者が2時間未満で帰ってしまっても差し支えありません。ただし、それぞれの居場所となれるように積極的な居場所づくりに向けた取組を進めてください。

Q 絵本やボードゲームは対象経費になりますか。

A 対象経費（消耗品費）になります。原則として、1万円未満の複数人で遊べる玩具とします。

Q 事業の実施に当たり、人件費はどのくらいで見ればいいですか。

A 人件費については、無償の場合もあれば、有償の場合もあると思いますので、各団体で御検討いただくことになります。なお、有償の場合は、団体の構成員が5人以上であることを鑑み、1回当たり 10,000 円/5人 = 2,000 円/人以内を想定しています。

Q 交通費は、どのようなものが補助対象になりますか。

A 研修受講の際の会場までの交通費を想定しており、補助対象団体スタッフやボランティアスタッフ、外部講師が子ども食堂や学習支援の居場所、自由な居場所事業の実施場所まで行くための交通費や材料を調達する際の交通費は対象外となります。

Q 研修費の補助基準額はどのようになりますか。

A 研修は各補助対象事業に関係するものに限りませんが、各補助対象事業に係る補助上限額の範囲内で補助するものとします。

（具体例）

① 子ども食堂を月2回、年24回実施し、年間支出が46万円だった場合→48万円－46万円＝2万円の範囲内で補助

② 年度途中の8月から子どもの学習支援を月1回、年8回実施し、年間支出が7万5,000円だった場合→8万円－7万5,000円＝5,000円の範囲内で補助

Q 仮に事業の実施場所が月決めの賃貸だった場合、本補助対象事業の実施に際し、日割り計算で補助対象経費にすることは可能でしょうか。

A 日割及び時間割計算を行うとともに、事業の実施場所が賃貸物件の一部の場合には面積按分を行っていただく必要がありますので、そのようなことが可能な場合には補助対象経費に含めて構いません。なお、その場合には根拠資料（賃貸料、面積がわかるものを含む。）を併せて御提出ください

い。

【子ども食堂】

Q 飲食店を経営していますが、休業日に子ども食堂を開催する場合、補助対象となりますか。

A 飲食店としての申請は、営利を目的とした団体となり、できません。飲食店の経営活動と切り離れたボランティアグループとしての活動であれば申請は可能です。また、株式会社、有限会社などの会社組織も同じく営利を目的とする団体なので対象となりません。会社経営と切り離れたボランティアグループとしての活動であれば、申請は可能です。

Q 子ども食堂を実施しようと考えています。どのような準備が必要ですか。

A 子ども食堂の開設前に管轄の保健所に相談し、指導・助言を求めてください。また、参加者のアレルギーの有無を確認してください。

Q 栄養バランスの取れた食事とありますが、例外としてどのようなことが想定されますか。

A コンビニ弁当や市販の総菜のみの食事は、子ども食堂の食事として適切とは言えません。一方で、必ずしも提供するすべての食事が直接調理である必要はなく、メニューの一部として市販の総菜を提供することは差し支えありません。また、配食・宅食による取組において提供する食事は、子ども食堂で調理した栄養バランスの良いものが望ましいですが、購入した弁当や寄附等により確保した食材でも構いません。

Q 子どもたちが器を持ち、いくつかの飲食店を回って料理を盛ってもらう形で子ども食堂を行うことは可能でしょうか。

A いくつかの飲食店の厨房を使用して料理の提供をするために飲食店を回る必要がある場合には、衛生管理や事故防止の観点からボランティアグループのスタッフが行い、事業の実施場所において子どもたちに食事を提供するようにしてください。

Q 利用者・参加者から食事代をいただく場合の地域の実情を教えてください。

A 市内の子ども食堂では、子どもは無料になっています。子どもの保護者についてですが、無料のところもあると聞いていますが、料金設定する場合も実費負担相当額の一人当たり 500 円以下にしているようです。また、料金設定せず、カンパなどにしているところもあるようです。

【学習支援の居場所】

Q 学習塾を運営していますが、休業日に自主学習を支援する居場所づくりを実施する場合、補助対象となりますか。

A 学習塾としての申請は、営利を目的とした団体となり、できません。学習塾と切り離れたボランティアグループとしての活動であれば申請は可能です。また、株式会社、有限会社などの会社組織も同じく営利を目的とする団体なので対象となりません。会社経営と切り離れたボランティアグループとしての活動であれば、申請は可能です。

Q 小金井市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱第4条第3項第3号に原則として利用料を徴収しないこととありますが、どのような場合に利用料の徴収が認められますか。

A 子ども食堂に準じ、本補助金を活用する場合には、子どもは無料にしてください。ただし、特定の回に限り利用料の徴収が必要な場合には、実費負担相当額（一人当たり）の範囲内で認めるものとします。なお、子どもの保護者については、必要に応じて実費負担相当額（一人当たり）を徴収したり、料金設定せず、カンパなどを行っても構いません。

【自由な居場所】

Q レンタルスペースを運営していますが、休業日に子どもが自由に過ごすことができる居場所づくりを実施する場合、補助対象となりますか。

A レンタルスペースとしての申請は、営利を目的とした団体となり、できません。レンタルスペースと切り離れたボランティアグループとしての活動であれば申請は可能です。また、株式会社、有限会社などの会社組織も同じく営利を目的とする団体なので対象となりません。会社経営と切り離れたボランティアグループとしての活動であれば、申請は可能です。

Q 子どものための自由な居場所とは、どのようなものを指しますか。

A 市の方から具体例をお示しすることはありませんので、団体の皆様の自由な発想により、いろいろな子どもの居場所を作ってください。なお、令和3年9月15日付けで「小金井市子どもの居場所づくりの推進に関する指針」を定めておりますので、参考にしてください。また、当該補助事業に該当するかどうかの確認が必要な場合には、事前に市役所まで御相談ください。

Q 小金井市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱第4条第3項第3号に原則として利用料を徴収しないこととありますが、どのような場合に利用料の徴収が認められますか（【学習支援の居場所】と重複）。

A 子ども食堂に準じ、本補助金を活用する場合には、子どもは無料にしてください。ただし、特定の回に限り利用料の徴収が必要な場合には、実費負担相当額（一人当たり）の範囲内で認めるものとします。なお、子どもの保護者については、必要に応じて実費負担相当額（一人当たり）を徴収したり、料金設定せず、カンパなどを行っても構いません。